

京都市告示第 40 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 4 月 9 日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
社会福祉法人十条龍谷会（理事長 川邊 藏祐）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市南区吉祥院南落合町 40 番 1
- 3 事業所の名称
就労継続支援事業所ビハーラ十条
- 4 事業所の所在地
京都市南区吉祥院南落合町 40 番 4
- 5 指定する事業の種類
就労継続支援 B 型
- 6 指定年月日
平成 30 年 4 月 1 日
- 7 事業所番号
2610581692

(保健福祉局障害保健福祉推進室)